

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|---------|------------------------------|---|---|--|--|-----------------|-----------------|---------|
| 1 | 衛生費 | 市民やすらぎ課 | 地元管理墓地整備事業補助金 | ①境界整備事業 ②給排水整備事業 ③通路整備事業 ④擁壁整備事業 ⑤環境整備事業 ⑥公共的設備の整備事業 上記事業に係る補助 | 地元管理墓地の環境整備のため。 | 地元管理墓地の環境整備が推進に寄与するもの。 | 地元管理墓地管理団体 | 5,147 | 2,565 | △ 2,582 |
| 2 | 衛生費 | 市民やすらぎ課 | 市民葬儀助成金 | 市民葬儀における霊柩車(寝台車)運行料を助成する。 | 葬儀に対する経済的負担を軽減するため。 | 市民葬儀の普及・促進に寄与している。 | 市民葬儀取扱指定業者 | 13,496 | 12,182 | △ 1,314 |
| 3 | 衛生費 | 保健対策課 | 結核健康診断等事業費補助金 | 結核の発生を予防し、公共の福祉の増進を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2に定める学校又は施設の設置者が行う結核予防事業に要する経費に対して、法第60条の規定により都道府県知事(中核市長)に義務づけられた法定補助である。 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2に定める学校又は施設の設置者が行う結核予防事業(健康診断)に要する経費に対して、一部補助する。 | 結核健康診断の実施を推進し、結核患者の早期発見及びまん延防止を図る。 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2に定める高松市内の学校又は施設の設置者 | 1,323 | 1,251 | △ 72 |
| 4 | 衛生費 | 保健対策課 | 骨髄等移植ドナー支援事業費 | 骨髄等の提供に要した費用の一部に相当する額を、提供した者と提供した者が従事する事業所へ助成する。 | 骨髄等の提供に要した費用の一部を助成することにより、骨髄等移植の増加を図る。 | 骨髄等を提供する者の増加及び多くの骨髄等移植の実現に資する。 | 助成対象者及び事業所 | 0 | 600 | 600 |
| 5 | 衛生費 | 保健対策課 | 歯科救急医療センター休日・夜間救急歯科診療事業運営補助金 | 休日及び夜間に歯科救急医療センターにおいて歯科診療を行う高松市歯科医師会に対して運営費の一部を助成する。 | 休日及び夜間における歯科救急医療体制を確保することにより、医療体制の充実を図る。 | 休日及び夜間に歯科診療を受けられる体制を確保することで、市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。 | (公社)高松市歯科医師会 | 12,000 | 12,000 | 0 |
| 6 | 衛生費 | 保健対策課 | 病院群輪番制病院運営事業補助金 | 高松保健医療圏において、病院群輪番制病院運営事業を実施する病院に対して運営費の一部を助成する。 | 二次救急医療を確保することにより、医療体制の充実を図る。 | 夜間における重症患者の受け入れ体制が確保され、市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。 | 高松市民病院、高松赤十字病院、香川県済生会病院、屋島総合病院、KKR高松病院、高松平和病院、りつりん病院、香川大学医学部附属病院 | 65,002 | 65,002 | 0 |

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|-------|----------------------|--|---------------------------------------|---|---------------|-----------------|-----------------|---------|
| 7 | 衛生費 | 保健対策課 | 病院群輪番制病院調整事業補助金 | 高松保健医療圏において、病院群輪番制病院調整事業の調整を行う高松市医師会に対してその費用を助成する。 | 病院群輪番制病院運営事業の調整を行うことにより、事業の円滑な運営を図る。 | 夜間における重症患者の受け入れ体制が確保され、市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。 | (一社)高松市医師会 | 900 | 900 | 0 |
| 8 | 衛生費 | 保健対策課 | 病院群輪番制病院設備整備費補助金 | 病院群輪番制病院の設備整備に係る費用について助成する。 | 二次救急に係る機器購入や設備整備を行うことにより、医療体制の充実を図る。 | 夜間における重症患者の受け入れ体制が確保され、市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。 | 対象要件に該当する事業者 | 21,600 | 21,600 | 0 |
| 9 | 衛生費 | 保健対策課 | 高松市医師会看護専門学校運営事業補助金 | 高松市医師会看護専門学校を運営する高松市医師会に対して、運営費の一部を助成する。 | 養成所の運営に対して助成を行うことにより、新たな医療人材の確保を図る。 | 医療人材を確保することにより、医療体制の充実が図られ、市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。 | (一社)高松市医師会 | 2,850 | 2,708 | △ 142 |
| 10 | 衛生費 | 保健対策課 | 木田地区医師会附属看護学院運営事業補助金 | 木田地区医師会附属看護学院を運営する木田地区医師会に対して、運営費の一部を助成する。 | 養成所の運営に対して助成を行うことにより、新たな医療人材の確保を図る。 | 医療人材を確保することにより、医療体制の充実が図られ、市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。 | (一社)木田地区医師会 | 285 | 285 | 0 |
| 11 | 衛生費 | 保健対策課 | 産科医等確保支援事業補助金 | 施設が産科医及び助産師に支給する分娩手当について、その費用を助成する。 | 手当の支給に対して助成を行うことにより、産科医及び助産師の処遇改善を図る。 | 産科における医療人材を確保することにより、医療体制の充実が図られ、市民が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。 | 対象要件に該当する事業者 | 10,000 | 9,000 | △ 1,000 |
| 12 | 衛生費 | 保健対策課 | 高松市内3医師会連合会医療救護事業補助金 | 高松市内3医師会連合会が行う医療救護事業に対して助成する。 | 災害時における医療救護体制の整備を図る。 | 災害時の医療救護体制の充実が図られ、災害時の市民の健康危機管理に寄与する。 | 高松市内3医師会連合会 | 100 | 100 | 0 |

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|-------|-----------------------|---|-------------------------------------|--|----------------------|-----------------|-----------------|-------|
| 13 | 衛生費 | 保健対策課 | 高松市歯科医師会医療救護事業補助金 | 高松市歯科医師会が行う医療救護事業に対して助成する。 | 災害時における医療救護体制の整備を図る。 | 災害時の医療救護体制の充実が図られ、災害時の市民の健康危機管理に寄与する。 | (公社)高松市歯科医師会 | 100 | 100 | 0 |
| 14 | 衛生費 | 生活衛生課 | 公衆浴場水道料金助成事業補助金 | 市内に存する公衆浴場の営業者に水道料金の一部を補助するもの。 | 公衆浴場の経営の安定を図り、もって市民の保健衛生の向上に寄与する。 | 一般公衆浴場の経営の安定化を図り、住民の利用の機会の確保を図れる。 | 公衆浴場営業者 | 6,500 | 6,000 | △ 500 |
| 15 | 衛生費 | 生活衛生課 | 公衆浴場活性化事業等補助金 | 高松公衆浴場組合が実施する公衆浴場の活性化に資する事業費の一部を補助するもの。 | 公衆浴場の活性化を図り、もって市民の保健衛生の向上に寄与する。 | 魅力ある公衆浴場づくりのほか、公衆衛生の向上や増進、並びに住民の福祉の向上に寄与している。 | 高松公衆浴場組合 | 1,500 | 1,500 | 0 |
| 16 | 衛生費 | 生活衛生課 | 公衆浴場施設改善事業補助金 | 市内の公衆浴場の営業者が公衆浴場の施設改善を行う場合に施設改善費の一部を補助するもの。 | 公衆浴場の経営の安定を図り、もって市民の保健衛生の維持向上に寄与する。 | 一般公衆浴場の老朽化した浴場施設や設備の改善を促進することにより、施設内の衛生が保持され、公衆衛生の向上が図れる。 | 公衆浴場営業者 | 1,346 | 932 | △ 414 |
| 17 | 衛生費 | 生活衛生課 | 香川県動物管理指導所周辺環境美化事業補助金 | 施設周辺の一斉清掃、施設周辺の緑化事業、その他施設周辺の環境美化事業に対して補助するもの。 | 環境美化とともに、市民の動物愛護精神を涵養する一助となる。 | 施設周辺の環境美化及び市民の動物愛護精神の涵養につながる。 | 西新開自治会 | 900 | 900 | 0 |
| 18 | 衛生費 | 生活衛生課 | 犬猫不妊去勢手術費補助金 | 飼い犬又は飼い猫に不妊去勢手術を実施した所有者に対し、その手術費の一部を補助するもの。 | 犬及び猫が不必要に繁殖することを防止し、市民生活の安全に寄与する。 | 犬及び猫が不必要に繁殖することを防止することにより、野良犬及び猫の増加と保健所への収容が抑制され、殺処分数の減少につながる。 | 不妊・去勢手術を実施した犬又は猫の所有者 | 5,700 | 5,700 | 0 |

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|--------|--------------------|--|---|--|------------------------|-----------------|-----------------|-------|
| 19 | 衛生費 | 保健センター | 高松市保健委員会連絡協議会運営補助金 | 保健委員会連絡協議会の自主的な運営事業に対して、補助金を交付している。 | 地区保健委員会相互の連携により、組織の拡充強化が図られ、地域保健活動や献血事業を積極的に推進することを目的とする。 | 地区保健委員会相互の連絡調整と地域に密着したきめ細かな保健活動を積極的に推進する。また、献血推進に寄与する。 | 保健委員会連絡協議会 | 2,000 | 1,500 | △ 500 |
| 20 | 衛生費 | 保健センター | 歯と口の健康週間無料健診事業補助金 | 歯と口の健康週間無料健診事業に対して補助金を交付している。 | 1日無料健診を実施し、市民の歯科衛生の普及に寄与することを目的とする。 | 市民の口腔衛生思想の普及充実及び歯科疾患の予防の充実により、市民の健康保持増進が図られている。 | (公社) 高松市歯科医師会 | 380 | 380 | 0 |
| 21 | 衛生費 | 保健センター | 精神障害者家族会運営事業補助金 | 精神障がい者家族会の運営事業に対して補助金を交付している。 | 家族会が、精神保健の普及啓発や精神障害者の治療と再発防止のための相談、社会復帰の推進に寄与することを目的とする。 | 「心の健康を考えるつどい」を開催するなど、精神疾患や精神障害者の理解についての普及啓発に取り組むとともに、月例会で会員相互の悩み等を話し合い、情報交換を行っている。 | むつみ会(高松精神障害者家族会) | 600 | 550 | △ 50 |
| 22 | 衛生費 | 環境総務課 | 水道事業会計補助金 | 高松市の離島である男木・女木へ安定的に水道水を供給するために海底送水管を敷設しているが、不測かつ突発的な事故により損害が発生した場合に、復旧費用を軽減するため、高松市上下水道局が加入する海底送水管損害保険料相当額を補助する。 | 離島である男木・女木への水道水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとともに、不測の事故等へ対応する。 | 離島である男木・女木への水道水の安定供給に寄与する。 | 高松市上下水道事業管理者 石垣 佳邦 | 2,699 | 2,699 | 0 |
| 23 | 衛生費 | 環境総務課 | 生活用水確保対策事業補助金 | 高松市水道事業の給水区域外に居住する市民が、飲用水を確保するため、自家用給水装置を新設・改修する場合に、その費用の一部を補助する。 | 給水区域外に居住する市民の飲用水の確保により、公衆衛生の向上を図る。 | 給水区域外に居住する市民の飲用水を確保する。 | 給水区域外に居住し、飲用水の確保が必要な市民 | 700 | 600 | △ 100 |
| 24 | 衛生費 | 環境総務課 | 飲用水給水ホース等購入補助金 | 高松市水道事業の給水区域外に居住する市民が、飲用水を確保するため、給水ホース及び貯水用タンクを購入する場合に、その費用の一部を補助する。 | 給水区域外に居住する市民の飲用水の確保により、公衆衛生の向上を図る。 | 給水区域外に居住する市民の飲用水を確保する。 | 給水区域外に居住し、飲用水の確保が必要な市民 | 50 | 50 | 0 |

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|---------|--------------------|---|---|--|-------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 25 | 衛生費 | 環境総務課 | 衛生組合連合会運営補助金 | 美しく住み良いまちづくりを実現するため、地域住民が主体となって、生活環境の改善及び環境美化推進に資することを目的として組織されている、高松市衛生組合連合会が実施する事業活動に対し、補助する。 | 高松市衛生組合連合会の事業活動を支援することにより、本市の生活環境の改善及び環境美化の推進に寄与する。 | 高松市衛生組合連合会の事業活動の推進を図る。 | 高松市衛生組合連合会 | 2,830 | 2,695 | △ 135 |
| 26 | 衛生費 | 環境総務課 | クリーン高松推進事業保険料補助金 | 高松市衛生組合連合会が実施する清掃活動(クリーン高松推進事業)への参加者を対象とした傷害・損害賠償保険に加入するために必要な経費を補助する。 | 地域での清掃活動への参加者が、安心して活動できるよう補助することで、本市の環境美化の推進を図る。 | 高松市衛生組合連合会が実施する清掃活動(クリーン高松推進事業)の推進に寄与する。 | 高松市衛生組合連合会 | 1,018 | 972 | △ 46 |
| 27 | 衛生費 | 環境総務課 | クリーン高松推進事業啓発活動補助金 | 高松市衛生組合連合会の啓発資料を作成配布するために必要な経費について、補助する。 | 啓発資料を作成配布するための補助を行うことで、高松市衛生組合連合会の活動を周知し、連合会への加入促進及び環境美化についての意識高揚を図る。 | 高松市衛生組合連合会の活動を周知し、連合会への加入を促進するとともに、環境美化についての意識高揚に寄与する。 | 高松市衛生組合連合会 | 428 | 407 | △ 21 |
| 28 | 衛生費 | 環境保全推進課 | 環境学習活動事業補助金 | 人間と環境との関わりについての関心を喚起し、理解を深めるための環境学習活動事業を行う団体又は個人に対して、補助金を交付する。 | 環境学習活動事業を行う団体等への補助金交付により、団体等の自主的な事業実施の促進を図る。 | より専門的・効果的な学習プログラムの実施により、市民の環境意識の啓発・向上を図ることができる。 | 環境学習活動事業を行う市内の団体等 | 400 | 500 | 100 |
| 29 | 衛生費 | 環境総務課 | 地球温暖化対策実践活動促進事業補助金 | 温室効果ガスの低減に向けた、①先駆的・モデル的な活動、②市民参加型の啓発活動を対象に補助する。 | 温室効果ガスの低減に向けた市民レベルでの実効性のある事業を支援し、地球温暖化対策の推進を図る。 | 市民レベルにおける自主的・主体的な地球温暖化防止活動の推進に寄与するもの。 | H29より廃止 | 200 | 0 | △ 200 |
| 30 | 衛生費 | 環境総務課 | 水素供給設備整備事業費補助金 | 燃料電池自動車の水素供給設備整備に補助する。 | 燃料電池自動車の普及を図るとともに、地球温暖化の防止への寄与するもの。 | 県内初の水素供給設備の整備に補助するもので、今後の燃料電池自動車普及の契機となることが期待される。 | H29より廃止 | 15,000 | 0 | △ 15,000 |

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|---------|---------------------|--|---|--|-----------------------------|-----------------|-----------------|----------|
| 31 | 衛生費 | 環境保全推進課 | 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金 | 自ら居住する高松市内の住宅(店舗等併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置する方又は、市内に太陽光発電システム付きの建売住宅を購入する方に対し、補助金を交付する。また、同システム設置と同時に設置用リチウム蓄電池システム又は電気自動車充電設備を設置した方を対象に、それぞれ補助金を交付する。 | 地球温暖化防止対策の一環として、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図る。 | クリーンエネルギーの有効利用により、環境保全と地球温暖化対策への対応が進む。 | 市内の自己居住用住宅に太陽光発電システム等を設置する者 | 47,000 | 35,000 | △ 12,000 |
| 32 | 衛生費 | 環境保全推進課 | 太陽熱利用システム設置費補助金 | 自ら居住する高松市内の住宅に太陽熱利用システム(不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽等)によって構成された、給湯及び冷暖房システムを設置する方を対象に、補助対象経費の一部に対して補助金を交付する。 | 地球温暖化防止対策の一環として、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図る。 | クリーンエネルギーの有効利用により、環境保全と地球温暖化対策への対応が進む。 | 市内の自己居住用住宅に太陽熱利用システムを設置する者 | 620 | 480 | △ 140 |
| 33 | 衛生費 | 環境保全推進課 | 高松市環境美化都市推進会議補助金 | 「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」、「サンポート高松・中央通り等一斉清掃」及び「環境美化推進運動功労者表彰」等を行う高松市環境美化都市推進会議に対して補助金を交付する。 | 補助金交付により、自治と連帯の精神に根ざした、清潔で美しいまちづくり活動の推進を支援する。 | 「私たちのまちは私たちの手で」という「環境美化宣言」の趣旨に基づき、協働による清潔で美しい高松の実現を目指すとともに、環境保全活動の推進に寄与する。 | 高松市環境美化都市推進会議 | 1,500 | 1,250 | △ 250 |
| 34 | 衛生費 | 環境保全推進課 | 生ごみ堆肥化容器購入補助金 | 生ごみ堆肥化容器(微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、又は減量させることを目的として製造された容器)の購入者に対し、購入費用の一部を補助する。 | 生ごみ堆肥化容器の購入者に対し、その購入費用の一部を補助することにより、ごみの減量・資源化を促進するとともに、広く市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 | 家庭から排出される燃やせるごみの減量化により、本市焼却施設における焼却ごみ量や最終処分場への焼却灰の搬入量を確実に削減するとともに、本市焼却施設・最終処分場の延命化にも大きく寄与している。 | 市内に住所を有する生ごみ堆肥化容器購入者 | 540 | 510 | △ 30 |
| 35 | 衛生費 | 環境保全推進課 | 生ごみ処理機購入補助金 | 生ごみ処理機(微生物の活動又は乾燥装置により生ごみを消滅させ、又は減量する機械式のもの)の購入者に対し、購入費用の一部を補助する。 | 生ごみ処理機の購入者に対し、その購入費用の一部を補助することにより、ごみの減量・資源化を促進するとともに、広く市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 | 家庭から排出される燃やせるごみの減量化により、本市焼却施設における焼却ごみ量や最終処分場への焼却灰の搬入量を確実に削減するとともに、本市焼却施設・最終処分場の延命化にも大きく寄与している。 | 市内に住所を有する生ごみ処理機購入者 | 2,000 | 1,900 | △ 100 |
| 36 | 衛生費 | 環境指導課 | 使用済自動車離島外搬出輸送費補助金 | 本市の離島における使用済自動車を島外に搬出する際の費用について、(公財)自動車リサイクル促進センターからの資金の出えんを活用して輸送費の一部を補助するもの。 | 離島における使用済自動車の引取りおよび引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するため。 | 離島において、使用済自動車の滞留や不法投棄の減少に寄与する。 | 使用済自動車を離島外へ搬出輸送した者 | 19 | 15 | △ 4 |

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|------------|------------------|---|--|--|-----------------|-----------------|-----------------|----------|
| 37 | 衛生費 | 環境業務課 | ステーション管理傷害保険補助金 | 高松市衛生組合連合会がごみステーションで実施する清掃活動に対する傷害保険に加入するために保険料を補助するもの。 | 高松市衛生組合連合会がごみステーションで実施する清掃活動において、事故や負傷など不測の事態に備えるため。 | 高松市衛生組合連合会がごみステーションで実施する清掃活動を安心して行うことができる。 | 高松市衛生組合連合会 | 868 | 831 | △ 37 |
| 38 | 衛生費 | 環境施設対策課 | 土地改良事業地元負担金補助金 | 地元土地改良区が実施する土地改良事業地元負担金の補助。 | 西部クリーンセンター周辺地域の環境保全及び地域振興を図るもの。 | 西部クリーンセンター周辺地域の環境整備の推進や地域振興が活性化する。 | 高松市川岡校区清掃施設協議会 | 2,950 | 2,500 | △ 450 |
| 39 | 衛生費 | 環境施設対策課 | 土地改良事業地元負担金補助金 | 共同施行者が施行する圃場整備に係る地元負担金の補助。 | 陶最終処分場第3処分地の整備に伴う周辺対策を図るもの。 | 陶最終処分場第3処分地の整備及び円滑な運営に寄与する。 | 団子出地区土地改良事業共同施行 | 90,774 | 3,205 | △ 87,569 |
| 40 | 衛生費 | 南部クリーンセンター | 施設周辺美化活動交付金 | 南部クリーンセンター埋立処分地周辺の美化活動事業として、地元自治会が実施する、花つくり活動事業、草刈り・清掃活動事業等に対する補助金を、関係自治会に交付するもの。 | 南部クリーンセンター埋立処分地周辺地域の美化活動を行い、環境の保全を図る。 | 南部クリーンセンター埋立処分地周辺地域の美化活動を行うことにより、道路に目立った雑草やごみ等もなく、周辺地域の生活環境の保全が図られている。 | 関係自治会 | 1,710 | 1,710 | 0 |
| 41 | 衛生費 | 衛生処理センター | C地区環境整備事業補助金 | 朝日町C地区連絡協議会が環境推進を目的に行っている、地区内の道路路面清掃及び植込み等の除草や緑地帯の樹木剪定に対して、その費用の一部を補助する。 | 朝日町C地区の清掃を実施することにより、朝日町C地区のイメージアップを図るとともに、交通安全の確保に寄与する。 | 朝日町C地区のイメージアップ及び地区内環境の改善が図られ、ひいてはバキューム車通行に対する理解が得られる。 | 朝日町C地区連絡協議会 | 4,500 | 4,275 | △ 225 |
| 42 | 衛生費 | 衛生処理センター | 離島し尿等収集事業交付金(し尿) | 男木・女木地区のし尿収集は、フェリー料金が必要なことや普通収集車が入れないこと等離島の特殊事情により収集コストがかかることから収集事業者に交付金を交付する。 | 男木・女木地区と市内他地域とのし尿収集料金の不均衡が解消されることにより、男木・女木地区の負担が軽減され、地域の生活環境保全を図る。 | 生活環境の保全が図られる。 | 高松清掃(株) | 8,016 | 8,016 | 0 |

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

| No. | 款 | 所管課名 | 件名 | 補助の内容 | 補助の目的 | 補助の効果 | 平成29年度 交付先 | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | 増減額 |
|-----|-----|----------|-------------------|---|---|--|---------------|-----------------|-----------------|----------|
| 43 | 衛生費 | 衛生処理センター | 離島し尿等収集事業交付金(浄化槽) | 男木・女木地区の定期的し尿収集時に合わせて浄化槽清掃を行う場合の航送料について、収集事業者に交付金を交付する。 | 男木・女木地区と市内他地域との浄化槽清掃料金の不均衡が解消されることにより、男木・女木地区の負担が軽減され、地域の生活環境保全を図る。 | 生活環境の保全が図られる。 | 高松清掃(株) | 238 | 155 | △ 83 |
| 44 | 衛生費 | 衛生処理センター | 浸水被災世帯緊急し尿収集事業補助金 | 台風や大雨などにより浸水の被害を被り、貯留限度に達した汲取り便槽を有する世帯に対し、し尿収集料金を補助する。 | 大雨による浸水被災世帯のし尿収集を行い生活環境の保全を図る。 | 環境汚染の防止に寄与するもの。 | 浸水被災世帯 | 80 | 80 | 0 |
| 45 | 衛生費 | 河港課 | 栂川ダム対策協議会活動補助金 | 栂川ダム対策協議会の活動に関する補助。 | ダム建設に伴う、地区住民の環境の変化、地域の衰退を防ぐために、協議会が活動する費用の一部を補助するもの。 | 協議会が、ダム建設問題の調査研究・解決のための交渉・協議、水源地域整備計画実施のための交渉・協議、先進地視察研修等活動することにより、ダム建設事業が円滑に進捗している。 | 栂川ダム対策協議会 | 700 | 700 | 0 |
| 46 | 衛生費 | 給排水設備課 | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 | 下水道事業計画区域外において、合併処理浄化槽を設置する費用などに補助を行うもの。 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため。 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁の軽減に寄与した。 | 設置者 | 312,794 | 295,475 | △ 17,319 |